

令和7年度から65歳以上の方などを対象に 带状疱疹ワクチンの定期接種を実施します。

带状疱疹ワクチンによって带状疱疹やその合併症を予防できます。

带状疱疹とは、過去に水痘（水ぼうそう）にかかった時に体の中に潜伏した水痘带状疱疹ウイルスが再活性化することにより、神経に沿って、典型的には体の左右どちらかに帯状に、時に痛みを伴う水疱（水ぶくれ）が出現する病気です。症状が治った後も痛みが残り、日常生活に支障をきたすこともあります。带状疱疹は、70歳代で発症する方が最も多くなっています。



対象者・接種期間など

- 年度内に65歳を迎える方
- 60～64歳の方でヒト免疫不全ウイルス（HIV）による免疫の機能に障害があり、日常生活がほとんど不可能な方

令和7年度対象者	生年月日
65歳	昭和35年(1960年)4月2日から昭和36年(1961年)4月1日
70歳	昭和30年(1955年)4月2日から昭和31年(1956年)4月1日
75歳	昭和25年(1950年)4月2日から昭和26年(1951年)4月1日
80歳	昭和20年(1945年)4月2日から昭和21年(1946年)4月1日
85歳	昭和15年(1940年)4月2日から昭和16年(1941年)4月1日
90歳	昭和10年(1935年)4月2日から昭和11年(1936年)4月1日
95歳	昭和5年(1930年)4月2日から昭和6年(1931年)4月1日
100歳以上	大正15年(1926年)4月1日以前

※経過措置として令和7年度から令和11年度までの5年間は、65歳から5歳刻みのみが対象です。
100歳以上の方は、令和7年度に限り全員が対象です。

接種期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日	
種類	生ワクチン	組換えワクチン
接種回数	1回（皮下に接種） ※生ワクチン接種後に組み換えワクチンの1回目および2回目を接種することはできません。	2回（筋肉内に接種） ※1回目から2カ月以上の間隔を置いて3月31日（接種期間）までに2回目を受けてください。 ※病気や治療により、免疫の機能が低下したまたは低下する可能性がある方等は、医師が早期の接種が必要と判断した場合、接種間隔を1カ月まで短縮できます。
接種時自己負担金	各市町村のホームページ等でご確認願います。	

注意事項：带状疱疹の予防接種は義務ではありません。本人が希望する場合に限りです。
接種の必要性や副作用などをよく理解した上で接種を受けてください。

その他詳細につきましては、お住いの市町村にお問い合わせください。

当院でも带状疱疹ワクチンの予防接種を実施しています。

詳細やご予約については外来予約センター、又は予約窓口へお問い合わせください。

